

リビングFIT フィット

大家さんやご近所への賠償責任も、大切な家財の損害も、幅広くしっかりガードします！

大家さんへの賠償責任には…

借家賠償

(示談交渉サービス付)

火災、破裂・爆発、水ぬれ、その他の不測かつ突発的な事故によって借用住宅が破損し、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。
※支払限度額が下記と異なるタイプもあります。

支払限度額: 1,500万円

(破損、汚損等の場合は
免責金額1万円)

借用住宅の修理費用には…

借用住宅修理費用保険金

不測かつ突発的な事故によって借用住宅に損害が生じ、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合の修理費用を補償します。

支払限度額: 300万円

(破損、汚損等の場合は
免責金額1万円)

ご近所の賠償責任には…

個人賠償

(示談交渉サービス付)

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金等を補償します。

支払限度額: 1億円

(免責金額なし)

示談交渉
サービス付



賠償事故の示談交渉は三井住友海上におまかせください。

被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、当社は被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合、当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

家財の補償

ご自宅内にある家財に、火災、盗難、破損、落雷、水ぬれなどの偶然な事故が生じた場合の損害を補償します。



火災で家財が焼失した
(消防活動による水ぬれも補償)



泥棒に入られて現金、通帳を
盗まれた



誤って花瓶を割ってしまった
(破損、汚損等の事故は50万円
が限度、免責金額1万円)

保険金をお支払いしない主な場合

- ・保険契約者や被保険者の故意、重大な過失または法令違反による損害
- ・保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、ひび割れ、剥がれ、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)等の吹込みや漏入による損害
- ・置き忘れまたは紛失による損害 等

貴金属、宝石、美術品等の取扱い

1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等についてはご契約の際にご申告いただくことが必要です(これらを家財明記物件といいます。)。家財明記物件をご申告されない場合は、最高30万円までのお支払いとなります(地震保険では対象となりません。)

お支払いする 保険金の額

保険金額を限度に、家財の修理費^(注)(修理不可能時は、同等家財の再調達価額)をお支払いします。

(注) 同等家財を再取得した状態への復旧に要する修理費をいいます。
(事故の種類・内容によっては限度額・免責金額があります。)

保険金額(支払限度額)と保険料(例)

保険期間: 2年

家財 保険金額	借家賠償 支払限度額	個人賠償 支払限度額	借用住宅修理費用 保険金 支払限度額	保険料
8,200千円	15,000千円	1億円	300万円	30,000円
6,800千円	15,000千円			25,000円
4,100千円	15,000千円			20,000円
2,100千円	15,000千円			15,000円
1,000千円	8,000千円			10,000円

地震の
リスクも
お忘れなく!

地震保険

あわせてご契約ください。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊等を補償します。



このチラシは「リビングFIT(賃貸住宅居住者総合保険)」の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先